

相模国三浦郡内川新田の出入について

山 内 和 子

六八

一、はじめに

現在の横須賀市域内にある新田は大小合せて四つ^(註1)の新田が知られている。中でも久里浜の内川新田は規模も大きく、横浜野毛新田の企画負請い完成させた砂村新左衛門により開発された顕著な新田である。このような由緒を持ちながら、その研究においては、赤星直忠博士の横須賀市史「土木史」の中に「市域内新田開発状況」として内川新田を取りあげられているのみのようである。というのもこれまでに、内川新田に関する史料の所在が明確でないため、研究においては未開拓の状態となっていたからであろう。が、幸いにも昭和三十五年に数量内容ともかなり充実した史料の数々が父山内秋郎によって、浦賀の元干鰯問屋であった宮井家より発見されたのである。史料の内容として、内川新田開発ならびに浦賀干鰯問屋、浦賀の俳諧、番所関係と三浦半島の近世史の一面をより明らかなものとしていくための豊富なものである。

砂村新左衛門が官許を得て開墾した新田が研究の面であまりなされていなかったことをあげたが開発後の新田経営者としての砂村家の在り方について、延宝七年の出入を中心に見ていこうと思う。

二、内川新田の概観

内川新田は万治三年^(註2)に砂村新左衛門によって開発されたことは前述のとおりである。「佐原川、吉井川、大川の三流の落口堤の間に潮除樋二つを設く樋うえに板橋を架けた」と風土記に伝えられている。が、その長さは六間と七間と二つで、延宝七年の絵図には六間橋は新四郎持。七間橋は新三郎持としてある。この橋は自ら水門となり掛戸を作って潮の盈縮によって自然に掛戸の開閉収排のやくをはたしている。潮にはいろいろの工夫をこらしたことがわかる。そしてこのことが工事で一番難しかったことは、完成後に建てられた供養碑文により^(註3)知ることが出来る。

相州三浦内川新田並八幡原新畑見立此門樋工夫時依蒙仏神夢想而今此以石柱成就畢水神往護為子々孫々諸人現当二世安樂也

寛文^丁未年三月 吉日 砂村新左衛門尉政次敬白

このように開發された新田は當時三百六十石余であつたと新編相模風土記に見えるのである。新田は砂村家の所持となる高札^(註4)がたてられたのは寛文五年である。

一、内川新田并栗浜八幡新田新畑望者は新左衛門相對にて出作可仕候事

一、右所々に植置竹木拔捨申もの於有之は早速御番所に可致注進候事

一、新田新畑御縄入候場所江牛馬はなし作毛あらし申間敷候事

寛文五年二月 奉行

に見る如く、新田耕作には新左衛門と直接交渉する事を示している。新田近村の人々は次に見るように新田開發の工事に雇われ、望みある者には出作を許可している。これは鴨居の新田に見るように古田畑を切開いて新田畑としていた切添新田と規模も違い近村の労働力を必要としている。縄入地に牛馬のはなしがいや竹木の拔捨等幕府の新田政策奨励の保護的な立場を示しているといえるのではないだろうか。労働力については高札にもみえるが次にある「手形之事」によつてもうかがえるのである。

手形之事

一、相州三浦内川入海之砂原万治三年子ノ年々塩除土手石垣に御築廻し海を新田に御取立御普請被成候に付所々而曰雇銀駄賃石垣之石并圍園かやなわ土俵其外方御買被成候代金共に其時々に御払被遣に請取申候村中共不殘相済少も出入無御座候事

一、手代衆并江戸々參候大工□園□園□人足に至迄御法度相背不申候百姓中方々少も申分無御座候事

一、先年御縄入候外荒地之分御公儀様々請負其方入用金ニ而御築立被成候入海并砂原新畑に御取立被成候に付村々之さゝわりに少も成不申候悪敷儀毛頭無御座候自然脇々何角申者御座候共我々詮議之上如此加判仕置申候間於以來相違無御座候事

附古田と新田之境目ニ其方地之内に小松御植被成候間境目にも百姓中方々永代少も申分無御座候事

右條々後々末代ニ至迄為証拠之証文仍而如件

寛文六年^丙午九月十六日 八幡村

名主 新 蔵

年寄 又 十 郎

以下六ヶ村

名主

砂村新左衛門殿

右者新田開発之節七ヶ村を請取申候証文連印之写

新左衛門の事業に対し古田と新田の境も明らかにし、出入のおこらないよう証文を出し新田を認めあっているのである。新田経営の基礎はしだいにかたまっていたようである。

ところが新左衛門のあと新四郎、新三郎の代になって新田相続のことで争い新田は全くの二分にされてしまったのである。次にこのことについてみてみよう。

三、出入について

延宝七年の水帳によると

田畑合 一〇七町六反二畝四分

内 五三町八反一畝一分半

分米二七一石八升九合五夕 新三郎

五三町八反一畝一分半

分米二七一石八升九合五夕 新四郎

田畑石高合 五四二石一斗七升八合

内田石高 四七七石九斗四升七合

畠石高 六四石二斗三升一合

右之通新三郎新四郎并拙者共立合御水帳之面等分に割分少茂相違無御座候為後日双方并六ヶ村之者共判形仕候仍如件
延宝七年 五月廿一日

砂村新四郎

同 新三郎

同 三郎兵衛

八幡村名主 八郎兵衛

(以下五村名主略)

右砂村新田場新四郎新三郎兩人地面半分宛ニ被仰付候而双方并六ヶ村名主立合割仕候就夫今度場所為見分被遣候地面境目等詮議候処弥此割帳之
通相違無之付致判形双方被相渡候仍如件

延宝七年巳 五月廿一日
未

大岡次郎兵衛内

朝倉 平右衛門

とあり水帳の面で割分け場所も見分し地面境目についても詮議したところ相違ないので双方の判形をして渡されることになった。なぜこのように二分にしたかについては今は延宝七年六月の検地絵図の詮議申付書に「内川砂村新田場所新四郎新三郎出入付被詮議之上右新田場双方江半分宛申付」けとあるのみで、どのような出入であったかは知るよしもないのである。しかしここで、新四郎、新三郎が砂村家のどのような人であったかについて見ることによって新田の二分割された意味をみいだすのではないだろうかと考えたのである。

砂村家については、前述、横須賀市史「土木史」のなかに、綿密な調査の結果得られた系譜がある。それによると、新四郎、新三郎はおじ、おいの関係であるとされている。しかし、これには次のことから疑問がでてくるのである。

第一に、新四郎、新三郎が全く半分に新田を分けていることで、延宝七年の水帳の一例をみるに、

一、意休

六十一間
五十一間

上田 一町三畝二十一歩内

五反一畝二十五歩半 新四郎

五反一畝二十五歩半 新三郎
 一、同所 百 間
 五十二間 中田 一町七反三畝十歩内

八反六畝二十歩 新三郎
 八反六畝二十歩 新四郎
 一、森崎さかい 十五間
 三間 中田 一畝十五歩内

二十二歩半 新三郎
 二十二歩半 新四郎

のように 新四郎、新三郎が交互に記載されているし、これは絵図面の上でも明らかである。それに砂村新四郎、新三郎、三郎兵衛以下六ヶ村が連印して相違ないことを証している。この三郎兵衛については新左衛門の兄弟といわれる。とすると新四郎も新左衛門の兄弟であると仮定すれば、新三郎より三郎兵衛と新四郎との間で争われたのではなからうか。で実際には証人として新三郎、新四郎のおじとしての立場からと考えれば容易に分割を推察できるのではないだろうか。そして分割相続に関しては、おじ、おいの間柄、兄弟ともあったが、一般的に兄弟の間柄が多く、おじ、おいの相続はまれといわれる。であるから、ここで、おじ、おいと推定しても均等分に相続することは有り得よう。しかし、出入によっておじ、おいで均等分に相続されると考えるよりは兄弟であると考えた方が自然であるように思われる。

第二に 正徳四年五月「取替申証文之事」によると「相州三浦郡内川新田砂村新田新四郎、新三郎訴上候者砂村新田之儀五拾四年以前私共親新左衛門八幡村地内之砂間を新田に奉願御請負^{云々}とあり「私共親」と新左衛門をいっている親子関係であったのである。新四郎、新三郎は、おじ、おいの関係ではなく兄弟であったといえよう。

兄弟によって分割された新田は以後二人の所有者により経営されていくのである。

以上内川新田におきた出入についての概略をみてきたのであるが、江戸時代初期において新左衛門により開発され兄弟によって分割相続されていくことになった。このことが、内川新田の経営上の基礎となっていくことに注目したい。そして、各々の経営等についてまた研究を進めていきたいと思う。

本稿の発表に当って、種々御高配にあずかった横須賀市博物館長、羽根田弥太博士に感謝致します。

註1、内川新田、船越新田、鴨居新田、汐留新田。

註2、碑文に「八ヶ年間致苦勞」とあり。

碑文は寛文丁未三月で、これは寛文七年で、それより八年前というと万治三年である。

註3、横須賀市史より。

註4、「山内文書」山内秋郎所蔵。

以後、ことわりなく使用してある文書は「山内文書」である。

参考書 「新編相模風土記」